

[002]史淵表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/2344457>

出版情報 : 史淵. 2, 1930-12-28. Faculty of Law and Letters of the Kyushu Imperial University
バージョン :
権利関係 :

彙報

九大史學會第二回大會

第二回大會は、本年は六月八日に開催せられた。午前中は、展覽會、午後は講演會、夜は晚餐會及會食後、會員の研究發表があつた、以下本會の概況を記録しよう。

(一)展覽會

本年は宮崎宮新築の貴賓殿に於て、同宮所藏の寶物、其の他古文書類を陳列した。歴史上有名な神社であるだけに、參觀者頗る多く受付子よりも前に、來る人もあつた。陳列目録は次の如くである。

一、敵國降伏御宸翰 (陳列は寫)

醍醐天皇御宸筆「敵國降伏」の四字紺紙に金泥を以て宸書せられたもので所傳によれば延喜二十一年六月二十一日神託に依て奉納し給ふ所である。宮崎宮第一の神寶である。

一、古文書付目録 一冊

一、永享三年十一月八幡宮指圖並材木目録帳 一卷

一、無外題 (古文書集) 三冊

大内大友少貳松浦等の願文寄進狀安堵狀等。百四十三通

一、八幡愚童訓 二冊

一、天文十二年卜部氏祝詞 一卷

一、石田治部少輔禁制

一、文祿四年社領配分目録

一、貞享貳年表粕屋郡放生之地松原之内新開田安堵狀

一、刀二振、長船と景光

一、和歌懷紙 十葉

天文六年十月十日宮崎宮御前に於て歌會ありたる懷紙、右より大内義隆、萬里小路惟房、持明院基規、冷泉隆豐、權僧正堯淵、前安藝守大神景範、權少僧都胤秀、平朝臣隆宗、大法師祐信、源朝臣興宗である。

一、和歌短冊 七葉

天正十五年六月十八日宮崎宮にて豊臣秀吉法樂せし時の詠歌右より松の字を記したる二葉は秀吉(細川玄旨法印の代筆と傳ふ)小寺休夢、蜂屋兵庫、山名禪高、大村由己、天王寺屋宗及である。

一、宮崎八幡宮縁起 二卷

社記に寛文年中の縁起二軸あり云々。縁起外題は妙法院宮定堯恕法親王、編者は源家公卿十四輩、筆者は公卿十七輩、畫

工は土佐住吉廣澄とある。然れども今缺損して全からず、此の縁起の内に本宮室町時代の古圖を載せてゐる。

一、畫入縁起 二卷

由緒不明

一、譽田八幡宮縁起寫 二卷

永享五年孟夏二十一日 征夷大將軍右大臣右近衛大將源朝臣

選文の譽田八幡宮御縁起を、筑前村山角左衛門正眞謹寫し、

元祿四年辛未十一月奉納せしものにて後叙は貝原篤信である

一、筥崎宮神幸圖

文化八年八月十三日筑前御繪師尾形銅谷の寄進にして、筆者

一、田島坪付帳帳

文治、文明、延徳、萬治のものである。

一、筥崎要記 七册

一、二、は社鑑及龜鑑にして延享元年甲子八月望日霸臺後生

大藏種恒拜書と自序がある。

三、四、は拾遺にして、古文書寫十九通、金石文書齋等を書

き載せてゐる。

五、は續風土記、六は太宰管内志の抜書であつて、七は古文

書寫集になつてゐる。

(二) 講演會

午後一時より、福岡日々新聞社樓上の講堂に於て開催せられた。先づ、竹岡委員長の挨拶に始まる。續いて左記の如き講演

があつた。此處に其概要を記する。

一、東亞に於ける鬮髀崇拜の風習に

就いて

重松 教授

東亞諸民族の間には古來人間の頭顱を以て飲器とする習慣があつた。之は原始人の間に汎く行なはるゝ鬮髀崇拜の一表現と見らるる。余は、以下に於て東亞民族の頭顱飲器の史實を列叙してその民俗學的意義に論及することとする。

先づ始に擧ぐべきは戰國策、呂氏春秋、史記、漢書などに見えたる趙靈子がその仇敵たる智伯の頭を飯器としたり、或は匈奴の老上單子が月支王を擊破してその王の頭に漆を塗つて飲器としたことである。此の「飲器」といふ文字の解釋については古來の注疏家の間に異説があり、或は洩溺の器でありとするものと、或は飲酒の器とするものがあるが、勿論、是は文字通に飲酒飲水などの器とすべきであつて、それは以下に縷述する史實によつても明かである。

即ち、鬮髀を以て酒杯とする證は、史上その例に乏しくない。漢書匈奴傳に匈奴の呼韓邪單子が、漢使昌猛と匈奴の諾水東山に於て伯馬を刑して誓盟を行つた時に老上單子の製した、月支王頭の飲器を以て血酒を飲んだ事が記されてゐるが、此の外にも後漢書南蠻傳の章懷の注には萬震の南州志を引いて、後漢時代の嶺南の烏潯蠻の間に鬮髀酒杯の風習のあることを記してゐる。

る。この事實によりて見ると、晋書(五行志)に王莽の漆頭が晋室の武庫に保存されてゐたり、梁書(侯景傳)や太平御覽(巫之條)に蕭梁の叛臣侯景の頭顱が梁室の府庫に所藏されてゐたといふ記事や、或は宋史(卷二十一)徽宗本紀や華沅の續通鑑(卷九十二)などに見えてを政和六年宴州賊卜漏や沅州の賊黃安俊や定邊軍の賊李叱咤などの亂が平げられた時にこれらの賊首の頭顱が詔によつて朝廷の武庫に所藏されたといふ記事などはいづれも或は凱旋杯の一種として軍隊の出征凱旋などの場合に是等の頭骨が使用されたものではないか。よし然らずとするも之は何か一種の呪詛の用に供せられたものであらうと考えられる。

斯う云ふ鬮骸杯の例は獨り、東亞民族の間に行はれたのみならず遠くは羅馬時代のケール族(Gauls)の間でも流行した風習で、シラヴニス(Erl. Charvannis)の史記の譯本&ヒルト(F. Hirth)の支那古代史などに引用せられてゐる。羅馬古代史家のリヴィ(J. R. Livy)の記した P. A. 族の鬮骸杯の例によつてもその一斑が判かるのである。

處が此の風習は更に元明時代の西藏喇嘛僧の葛巴喇碗即ち淨器の例に見出さるゝのである。葛巴喇は西藏語や梵語の Khatwa 耶、頭骨杯の意で、元明清時代の喇嘛僧が之を以て佛陀に淨水を供養する一種の法器となつてゐたものである。元世祖の寵遇によつて江南の釋教總統に任ぜられた西蕃僧の楊蓮真伽が宋の會稽の諸陵を發掘して理宗の頂骨を以てこの葛巴喇碗を製したことは有名な話であるが、かかる西蕃の葛巴喇碗(一名天靈碗)

の實例は史上、枚擧に遑がない。

その一二の例を擧げると、明陸容の菽園雜記(卷一)、同じく陳繼儒の筆記、同孫繼芳の磯園稗史(卷三)同朱國禎の湧幢小品(卷三十)、清の王漁洋十禎の居易錄(卷二十七)、同葉名禮の橋西雜記などを見るといづれも葛巴喇淨器の事が詳しく説明されてをる。

凡そこれらの實例によつて明かなる西蕃僧の使用せる人間の腦骨碗はその遠き來原を考ふる時は趙襄子の智伯の頭や老上單子の月支王の漆頭などと類を一にせる鬮骸杯の屬でケールのポイー族の例は勿論王莽、侯景偕ては宋代の卜漏、李叱咤などの頭骨も亦、此の種の祭器や凱旋杯に使用されたものであらう。

然らば古代人が斯の如く鬮骸を以祭器、酒杯とする動機は何。是は彼等が鬮骸に對して一種不可思議の魔力(Nether force)を感取してゐた爲めであらう。宋の張文清の明道雜誌には長安の安氏が一族高官を得て富貴榮達を圖らんが爲めに唐の明皇の頭顱を珍藏してゐたその話が載つてゐる。之等は明かに鬮骸を呪詛の一種に使用したもので、かかる事實の有無は別として明道雜誌の著者の時代に少くともかういふ鬮骸崇拜の時代心理が存したことは明かであらう。

此の外、宋蘇東波の物類感應志や同、葉隆禮の契丹國志などにも鬮骸の靈驗の顯著なる實例を擧げてゐる。是等の實例によつて見ると古代社會の人々が人間の鬮骸に一種の神祕的の魔力を感取して、之を用ゐて祭器酒杯若くは凱旋杯の屬を製し、之を使用することによつて、その呪詛の勢力を利用せんとした居

族共通の心理現象のあつた事は明かで、之は獨り、匈奴や西蕃族のみに限らず、文化の相當進歩した漢族社會にも一時流行してゐた事が明に看守せらるるのである。

二、徳川時代の債權讓渡(證文讓)

金田 助教

我古代法上債權讓渡なる法律關係は既に中世之を見る事が出来るが未だその整備せる形態を以て一般に普及するの域には達しなかつたものの如くである。然るに下つて徳川時代に於る此種の法律關係は大なる發展をなして居る。當時幕府が少くとも公事方御定書以來債權讓渡自由の原則を以て終始したと云ふこと並びに一般社會生活經濟生活の複雑化といふことが此種制度を發達し普及せしめるに至つたものである。

扱て徳川時代證文讓とは證券的債權の讓渡を包含せず原則として、指名債權のそのみを意味したのであるが、當時此種行為を悪用する徒輩の簇出と云ふ世態に鑑み幕府は種々對策的立法をなして居る。就中重大なるは天明八年以降親子兄弟間に於て讓渡された債權の出訴のみを裁判所受理するの制である。しかしこれとても讓渡自由の原則を破毀するものではなく、法律上單に該讓渡債權の出訴條件を加重するに止まつたのである。

當時幕府の證文讓に關する法源は殆ど全く右の如き出訴條件に關するもののみであるが、それ等に依り今當時の債權讓渡の本質を窺つて見度い。第一に天保七年の町奉行の一附札に依ると

證文讓渡は「借申者不存候とも」その有效要件を缺如するものでなかつたことを推知し得られるが、こは證文讓は新舊兩債權者間の契約であることを示すものである。第二に債權の内容は債務者に依つて決するが證文讓が債務者の關與を必要としない事は即ち證文讓に依つて債務者の變更を來すと云ふことなきは證文讓に依つてその債權の内容の同一性を害するものでないことを示して居るのである。第三に一文に「借方相對に而(債務者と合意の上)「書替(契約を改締して)「銀主(債權者)になる場合と證文讓とは「譯違候(その性質を異にする)ものであるとある如く、當時の法理上債權者の交替に依る更改と證文讓(債權讓渡)とが辨別されて居たことを知り得るが、こは證文讓なるものが債權そのものゝ移轉であつて、舊債權の消滅新債權の發生ではないといふ觀念でなしたことを物語るものである。之を以て見るに當時の證文讓即少くとも指名債權の讓渡は債權の内容の同一性を害することなく單に債權者の交替を來すに止まる新舊兩債權者間の契約なりと云ふ今日の債權讓渡と全く同一性質の法律關係であつたのである。

三、アメリカ合衆國建國の精神

新見博士

アメリカ合衆國建國の精神は、獨立宣言書に現はれてゐる自由平等の精神これである。自由平等の精神は、個人主義、遂には共和主義ともなるが、此の精神は言を換へるとデモクラシー

ともなる。アメリカはデモクラシーを以て國是とする。

此の思想は、アメリカ獨立後ヨーロッパに廣まり、更に東洋にもその道を進め、我國に於ては國體との關係上これが問題とされるに至つたが、世界大戰勃發と共に我國も獨逸の軍國主義に對抗した結果、この思想が更に侵入し、これに對する考へ方も變り、君主國に於ても、政治上の主眼でなければならぬ、國體と抵觸することなきものであるといふことに異議を挟む者もない状態になつた。

然し、此のデモクラシーの思想は、本家のアメリカに於ても、建國當時と今日との間に相違があるともいふ。建國當時のデモクラシーは、ジョン・ロックの政治哲學に基き、空想を伴つたものであつて事實は必ずしも自由平等ではなかつたが、これを建國の國是とし、これを精鍊して、事實に合はない點はこれを教育によつて訂正せんとする傾向もある。アメリカに於ては、今日日本人の、政治上では徳川時代或ひはそれ以前から主義とした教化的政治の精神が、今やデモクラシーの名に於て行はれてゐるのではないかと云ひたい。

このデモクラシーの源であるロックの思想によれば、政府は人民が相互の便宜の爲に契約を以て立てた以上、これを倒し、利益になる政府を立てることも出来るといふ。然し英國に於けるこの思想は、帝王神權説に對する反動思想であつて、人間生來の權利を説く所より出てゐる。

今日のアメリカは、建國以前は、英國の植民地で行政上十三に分割され、英國々々の命する知事か、或ひは國王より特許狀を

受けた個人會社などの命する知事か、これを統治し、大體上下兩院の制を採用してゐた。然るに、一六八八年の革命の結果、本國の政策變更、從來殆んど放住の状態にあつた植民地との關係を密にせんとして、そこに軍隊を送り、國防を整へんとした。この爲には費用を必要とする。そこで本國閣議に於て、立法の手續を以て徴税せんとしたが、アメリカでは植民地には知事の下に植民地獨自の議會がある、本國議會とは何ら關係なしと考へ、更に本國の議會には代議士を送つておかない、従つてその決議を承認出来ぬとした。この場合にも、議會に對しては何ら反抗せず、たゞ本國議會の定めた法を執行する國王に反抗したのである。然るに本國では、植民地と雖も自國の領土である、自國の領土に對してはたとへ議員を出さずとも、當時の制限選挙法に從つて法律を決議し、これを強制し得ると主張し、この兩思想相對抗して開戦を餘儀なくしたのである。

この反抗も始めは獨立の意圖を以て行はれたのではなく、始めは不當な税をとるな、との國王に對する請願であつたが、本國議會は植民地の上にも立法し得ることを主義の上讓步せず、茲に於て騎虎の勢ひ干戈を交へることになつた。この叛亂を助けるに力あつたものは、本國に對して飽く迄も反抗せんとする過激派の議論であつて、この過激派は當時の全人口三百萬中僅かに二十五萬に過ぎなかつたが、その意見が勝つて、獨立を實行することになつた。

戰の結果、自由の天地が開け、各州合して一國となり、合衆國の名を得た。然し各州それ／＼獨立主權國である爲、中央は

各州代表者の相談會に過ぎず、事を強制する力なく、自由が強くなり過ぎて、却つて不自由を來し、今日の合衆國が生れるか否かの危豫に直面せらるることになつたが、これを解決する爲に獨立後十一年に於て遂に今日の合衆國の憲法が出来上つた。この

中には獨立宣言書に現はれた自由主義が織り込まれ、合衆國政府を立てたとは雖も、その政府が強くなつた場合には、各州、各個人の權利が侵害される虞があつた爲、モンテスキューの三權分立の思想を以て政府を立て、三權互に相抑制して、なるべく政府を弱く止めて置くことになつた。これを以て人民の權利が強くなる譯であるが、中央政府が專制的となる虞は依然として存し、憲法實施後始めての議會に於て問題となり、その結果、獨立宣言書中に聲明した人權の理想を保證する八ヶ條及び中央政府に與へられた權利を列擧し、これを委任する三ヶ條、合して十ヶ條の修正案が採用されることになつた。ただ茲に問題となつたのは、かく權力を委任してゐる所からして中央政府に權力擴張を許さず、従つて中央政府が都合のいゝ法律を立つてた場合には、何時にても脱退することを得、また同様に自由に加ふことを得るといふ論の起つたことである。この議論は決定を見ず、奴隸問題及び中央政府の定めたる關稅問題で南方の諸國が合衆國より脱退せんとして北方これを許さず、南北遂に争ふに至つたが、南方が敗れた結果、合衆國は始めて一國となつた。茲に於て中央政府は勝手に脱退するを認めず、加入州は中央政府の命に服従しなければならぬことになつた。故に合衆國は單なる國際聯盟でなく、聯邦共和國である。中央政府の

立法範圍擴大すれば益々自由が失はれることになる。然しこれは自由の解釋の仕方如何様にもなる。例へば陸酒の問題、婦人參政權の問題などで、アメリカ建國の精神たる自由を損つたものなりと主張する者もある。

それは兎も角、アメリカが次第に國家の形に整頓して行くにつれて自由が失はれつつあることは事實である。殊に、各州別々の法律を以て政治を行ふのでなく、中央政府が劃一的な法律を以て全體を統一すべしと説く者があるが、これが實現すれば、中央政府の權力が強くなり、自由の精神に背くことにもなるのである。

進んで、アメリカに於てはこの自由と平等との政治的關係が深い。獨立宣言當時は植民地である爲、人間を平等に考へる傾向は無論あつたが、例へば學校、教會などに於ては矢張り席の差別を設け、服裝にもこれが現はれてゐた。これが一代二代と時を経るにつれて次第に今日の狀態に近づいて來たのである。これを選舉について見るも、當時は二重選舉であつたが、今日は平等選舉に進み、また黑人についても、當時は人口のうちに數へなかつたが、今日では同等に數へるに至つてゐる。これ同じく平等思想が時とともに進んで來たことを示すものではなからうか。

然し一方に於て、此の普選は悪い結果を生んだ。それは選舉が一般化して國民が選舉を痛切に考へなくなり、無責任な投票を行ふやうになつたことであつて、その爲デモクラシーは悪い一面を有するに至つてゐる。

然し乍ら、自由平等は依然としてアメリカの理想である。建國の精神である。従つて此の建國の精神はどこまでも維持し精鍊して行かねばならぬとするのが、アメリカの教育の精神である。茲に於て今日のアメリカは選舉人の自覺といふことを盛んに説く。日本で此頃公民教育の必要が叫ばれてゐるが、之はアメリカで盛になつたものの反映である。

然しながら平等といつても、國民が承認しない法律には従はぬといふのは無政府の思想である。従つて法律に従ふ服従の精神を養はねばならぬ。然し服従といふことは自由を損ふので、自覺ある服従を爲さればならない、東洋の服従は盲従だ、我々の自覺ある服従だと説く。かくて政治の効果を高める爲少數の能率の上る人を選んで、これに政治を委ね、その命によつて事を行ふが、若し選舉された者が悪い時は、その人が悪いのでなくして、その人を選挙した人が悪いのである。これがアメリカの公民教育の精神であり、自由平等の精神の現はれである。悪い平等といふものはいけぬ。従つて機會均等にして、能率のある人は出来るだけそれを發揮するやうにすることである。競争によつて各人がその能力を出し、従つて貧富の差別を認めねばならず、上下の位置も認める。これがアメリカのデモクラシーである事は現在のアメリカ大統領フヰアアが「アメリカ個人主義論」で唱道してゐる所である。

唯アメリカのデモクラシーが建國當初國王に反抗したことから、世襲、位置などを認めず、また憲法で貴族の稱號を廢することゝ規定してゐるが、之も矢張りアメリカの自由の精神であ

る。世襲制を認めぬ機會均等はアメリカの精神であるといふ。この機會均等は日本の「庶民その志を遂げしむるやうに」との五ヶ條の御誓文の精神と違ふ所がない、ただ世襲的でないことが日本の國體に反する。然しアメリカも漸次貴族化して、祖先崇拜思想の見えることは、ブライスの近世共和國史などに説かれてゐる所である。

以上のことと論を進められて、さらに、ものには必ずよい方面と悪い方面とがある。それはよき方にも悪き方にも利用し得る。アメリカ人は自由平等を説明する時、これを鼓吹する時、建國當時の自由平等の弊害を認めて、その精鍊されたものを國民教育の目標とし、これに近よらしめんとする理想實現のために努めてゐる。そこにアメリカの教育の精神があると思ふ、と結論された。

(三) 晩餐會

午後六時より、福岡市西中洲ブラッセル・カフェエの三階に於て晚餐會を開く。會食後左の如き研究發表があつた。

一、アルハベツ下のMにつきて

山本博氏

一、マギヤール人について

戸上駒之助氏

一、寛永年間高砂人の來朝について

長壽吉氏

戸上氏はマギヤール人の東方移動、及之と我國との關係に就て風俗上、言語上より所見を述べられた。之に關し長壽吉教授はフィンランド人と東方との關係によつて、一、二補足せられた。長壽吉教授は長崎圖書館所藏のバタビヤ總督の日件録によ

つて、寛永四年に來朝した高砂人なるものが臺灣の新港部落の人々である事を立證された。

かくて盛會裡に本年度の大會も終つた。時に九時。

最後に態々本大會の爲に廣島より御來駕になつて、上記の如き有益なる講演を賜つた新見博士に甚深の感謝の意を表する。

(伊奈、菅原)

昭和五年度史學科卒業論文

題目

國史學專攻

我國中世の金融についで

「水戸學」の本質

心學思想の發展

西洋史學專攻

産業革命前期に於ける英國國民生活の推移

十九世紀英國に於ける基督教社會主義運動史

東洋史學專攻

先秦刑法論

支那古代法家の法に對する思想

唐代の奴隸制度考

其の他の學科に於ける史學關係論文

伊奈 健次

河野 福夫

本多龍一 耶

渡邊 圭介

菅原 義孝

國行 一男

李 戴基

金 澹

阿國歌舞伎考

眞寬の人と藝術

清少納言枕草子の研究

本居宣長の歌學思想

唐代大典研究

老子研究

バイロンに現れたるイデア説

プラトン哲學に於けるポリタイアに至る

までの善のイデアの發展史

カントの倫理説と親鸞に於ける倫理思想

ジョン・ロツクの教育思想

アウグスチヌスの宗教思想

英國の民謡

昭和五年度史學關係講義題目

國史

上代史概説

日本海上法史

神佛の關係

近世日本思想史

古事記演習

東洋史

石橋 宗雄

小笠原 雅代

高木 正藏

副島 典史

遠藤 實夫

青木 精次

有馬 貞一

村井 觀亮

青木 令然

永江 竹道

湊川 孟弼

櫻井 益雄

長沼 教授

長沼 教授

長沼 教授

竹岡 教授

竹岡 教授

東亞民族文化史 附演習
支那社會史料講讀

重松 教授
重松 教授

教育史演習(二部)

王陽明

西洋史

長 教授

松瀧 教授
楠本 教授
千瀨 教授
春日 教授
小島 教授
山内 講師
金田 教授
片山 教授
千瀨 教授
大島 教授
楠本 教授
四宮 教授
小島 教授
黑正 講師
豐田 教授
成瀬 教授
片山 教授
山内 講師

西洋近世史概説(一八四八—一八七〇)

長 教授

印度哲學史概論
平安朝文學概論

Droysen-Grundriss der Historik (演習)

長 教授

明治短歌史論
支那文學史

Ranke-Uber die Epochen der neueren Geschichte (同)

大村 教授

日本法制史

Lavisse-Vue générale de l'Histoire politique de l'Europe (同)

大村 教授

獨文學史概説
印度哲學史

其他

大村 教授

西洋倫理學史
支那哲學史

日本古代宗教史

原田 講師

西洋哲學史

西洋法制史

金田 教授

連俳史

外交史

淺野 教授

日本經濟史

社會思想史

高田 教授

十九世紀英文學史

商業史

竹内 教授

佛蘭西文學史

日本英學史

豐田 教授

ゲーテの詩

明治憲政史

尾佐竹 講師

批評文學

續憲政學說史

今中 教授

經濟學史

波多野 教授

國史例會

經濟史演習

三田村 教授

本年度より國史例會を事情の許す限り、毎月必ず開催し、相互の親睦をばかり且學生の研究報告をなし、長沼、竹岡兩教

プラトンの理想主義の誕生及其發達

鹿子木 教授

獨乙觀念論の發展

四宮 教授

原始社會論

井口 教授

授の講評と指導を受ける事になつた。

◇五月十七日(土)午後三時半より第二學生集會所五號室に於いて、第一回の例會を開いた。長沼、竹岡兩教授及び伊奈助手出席の下に、丁寧なる講評をうけ、意義深い例會であつた。報告題目左の如し。

一、駄實について

安河内隆君

一、所 感

山本健二君

◇六月十八日(水)午後五時より、第二學生集會所五號室に於いて、第二回の例會を開いた。此の日長沼教授所用のため缺席、竹岡教授、伊奈助手、更に久留米より先輩山本文學士の出席あり、終りに懇篤なる竹岡教授の批評があつた。報告題目左の如し。

一、佛像にあらはれた信仰(推古時代を中心として)

青木義惠君

一、謠曲に就いて

山本克己學士

◇九月二十三日(火)午後三時半より第二學生集會所五號室に於いて、第三回を開く。長沼、竹岡兩教授、伊奈助手出席、終りに質疑應答あり、華やかな會であつた。

一、朝鮮旅行所感

山本嘉藏君

一、古代文化の移動

山本博君

國史學生讀書會

本年度より國史讀書會を毎週一回開く事になり、先づ萬葉集をテキストとする事になつた。いろ／＼の事情のため、毎週規定的に開くを得なかつたが一通り萬葉の四季を讀み終つた。開催時日、當番學生左の如し。

◇六月二十四日(火)午後三時より學生集會所五號室にて開催。

一、萬葉の夏

山本博君

◇六月二十七日(金)午後三時より學生集會所五號室にて開催。

一、萬葉の春

山本健二君

◇九月二十七日(金)午後三時より休暇明け最初の讀書會を學生集會所五號室にて開く。

一、萬葉の秋

鏡山猛君

◇十月四日(土)午後三時より學生集會所五號室にて開く。以後一ヶ月許り試験のため中止す。

一、萬葉の冬

青木義惠君

(青木)

西洋史研究會

西洋史研究會(舊西洋史談話會)は、本學西洋史研究者の集つて成せる會である。昭和三年六月に生れて以來、凡そ毎月之を開いて研究發表を行ひ、その梗概は既に二回に亘つて西洋史研究會發行の「談話會記録」にこれを發表してゐるが、最近その題を「西洋史研究會記録」と改め、その第三號を發行して希望者に頒ち、全國各帝大、主要専門學校にも夫々寄贈したから、

詳細はそれらについて見られたく、茲には第三號の研究題目のみを掲げるに止める。

一、Jungsozialisten の傳統 長 教 授

一、世界大戦勃發に於ける露國動員の問題(一) 大村助教 授

一、世界戦役と獨乙社會民主黨 島村學士

一、王政復活時代の史家 益田健次君

一、一八六六—七一年バヴリヤの對普墮政策に就いて 小林榮三郎君

一、一八五〇年の妥協 太田等君

なほ、此の研究會とは別に、西洋史關係の書物、外國雜誌の論文などの紹介を目的として毎月約二回讀書會を開いてゐる。今年の夏は、一二名郷里に歸つた外、特に全部残つて毎週一回缺かさず之を開き、毎回數名の者が紹介を行つた。とかくだれ易い夏の休暇中、毎週黒い顔を合はせて和氣霽然たる裡に研究し合つて暑さを忘れたことは、想ひ起しても愉快に堪えない。その題目も三十近くに上つてゐるが、それも上記「記録」の終りに附録したから茲には省略する。(菅原)

九大支那學研究會

本會は、昭和四年五月の成立にかゝり、山ノ内、重松、楠本諸先生の御指導の下に、九州帝國大學の東洋史、支那文學、及び支那哲學史の専攻學生を以て組織してゐるものである。

本年度の例會は、法文學部第二演習室にて左の日時に開催し

た。每會、諸先生以下會員の出席者七八名あつた。

五月十九日午後一時

「獨逸に於ける支那學の近況」 楠本教授

六月二十三日午後一時

「霓裳雨衣曲段數異考」 遠藤實夫

十月十三日午後一時

「抱朴子に表れたる神仙思想に就て」 三宅周賢 (井上)

考古學會

文化園として一の特殊なる地位を占め、我國上代史究明の上に先づ顧みらる可き我が北九州の地に於ける考古學研究の組織的團體の設立は、かつて懸案として保留されし所のものであつた。恰も本年二月京城帝國大學助教藤田亮策先生の考古學臨時講義の爲來福さるゝや、之を機として、本學を中心とする九州考古學會が遂に誕生を見るに至つたのであつた。而して長沼賢海教授、中山平次郎教授の御指導の下に、現在會員八十餘名を有し、毎月講演會と實地見學を相互に行ひ健全なる發展の途にあるのはまことに慶賀に堪えない所である。尙本會は事務所を法文學部國史研究室内に置き、學生委員三名に依つて事務を扱つてゐる。

發會式兼第一回講演會

昭和五年二月二日(日)午後二時より、第二學生集會所樓上に

て開催。藤田、長沼、中山の三先生の御出席を得て、こゝに本會の設立をみたのである。當日の講演は左の如くであつた。

一、耶馬臺國と奴國

中山平次郎教授

北九州を代表する考古學者として名聲天下に善き教授は、主として遺物の上より、國史上問題たる耶馬臺國と奴國に關して長年御研究の蘊蓄を洩され、耶馬臺國在九州説に一つ根據を與へられる所があつた。

一、咸鏡北道雄基の貝塚

藤田亮策講師

朝鮮總督府博物館の事業として昭和四年度より五年度にわたり大規模に發掘され、多くの注目すべき材料を提供した北鮮雄基の貝塚に就いて、多くの圖版を示され一時間に涉り洋細なお話を拜聽した。

一、感想

長沼賢海教授

最後に長沼教授は、考古學會發會に對する感想として、從來多くの所謂考古家の陥つた誤謬を指摘され、將來に於ける斯學研究及び斯會の發展の爲に御懇切なるお話を賜つた。

次いで茶話會に移り、テーブル・スピーチとして唐津の佐藤林賀氏の祝辭朗讀及び巨石文化に關する研究發表あり、引續き學生鏡山猛、山本嘉藏兩君の新發見遺跡の紹介があり、大盛會に閉會した。

第二回例會

實地見學として三月十六日舉行。中山教授指導の下に糸島郡小富士村の御床松京の遺跡を見學した。遺跡は我國金石併用時

代の存在に一の根據を與へた王葬の貨泉を出土せる彌生式土器遺跡であつて、中山教授の論文により既に學界に喧傳さるゝもののである。遺跡に臨んで教授の有益なる御講話があり、つづいて會員一同、表面採集に時の移るのも忘れた。平光博士の發見にかゝる磨石劍は當日採集品中の白眉であり、我々も石斧、土器片等の標本を集めることが出來た。當日の參加者約三十名。本學より大森學部長、春日教授の御來會を得た。

第三回例會

五月四日(日)午後一時より第三學生集會所樓上にて開催。約四十名出席の上左の如き講演があつた。

一、アイヌの話

戸上駒之助博士

アイヌ語に關して從來の所説を紹介、批判され、要するにアイヌ語と最も深き關係に立つものは日本語であつて、共に其のウルハイマートを西アツヤに求む可きことを力説された。

一、今山下の遺跡

中山平次郎教授

石斧の製造遺跡として既に學界に著名なる糸島郡今山の遺跡に關して、發見者たる教授が多くの材料を示されつゝ、殊に石斧製造についての考察を發表された。

ついで會員、名和羊一郎氏は氏の發見にかゝる八幡市外高槻の石器時代遺跡に關して遺物を紹介され、又田中幸夫氏は「鈴鏡」と題して鏡の持つ神秘性、清々しき鈴音に對する上代人の關心を述べ、鈴鏡がその信仰的な力を以て巫女に關係あるべきことを奥深く論じられた。

第四回例会

六月二日(日)筑後石人山見學の豫定であつたが當日雨天の爲に中止した。

第五回例会

六月廿九日(日)午後一時より第二學生集會所五號室にて開催。當日は最初の試みとして、會員相互の研究發表交換を旨とするこゝし左の如き研究發表があつた。

一、石蓋土壇につきて

永倉 松男氏

市外雜餉隈に於て本年二月中山教授に依つて發見された遺跡に存する所謂石蓋土壇なる原始的墳墓に關して、之が所謂河波式石棺への一の前階程をなすものなることを述べられた。

一、死に對する上代人の思想

田中 幸夫氏

古典にみえる材料より、上代人は死に對して如何なる感情を有して居たかにつき論ぜられ、神社と古墳の關係、黄泉國、所謂殉死等の問題にも言及された。

一、アフリカの太古

戸上駒之助博士

言語學的にアフリカの地名を解釋され、我國の地名にも言及され、頗る興味ある假説を提供された。

一、夜須村古墳發見の人骨

平光吾一教授

夜須村の群集せる河波式石棺より發見せる人骨につき紹介され、且該石棺の排列につき注意さるゝ所があつた。

其他の發表は次の如くである。

一、日置原附近の古墳

筑紫頼定氏

一、新宮高旂古墳の玉垣

山本 博 君

一、筑紫村隈の遺跡

鏡山 猛 君

一、所謂コツア型土器に就て

山本 嘉藏 君

又中山博士は雜餉隈發見の石蓋土壇及び漆に關して寫真を以て説明を試みられ、つづいて會員齋藤義氏所藏の遺物展覽にうつり、氏の珍藏さるゝ所の遺物につき解説さるゝ所があつた。

第六回例会

六月上旬雨天の爲に延期した八女郡石人山見學を九月二十八日(日)秋晴れの一日を利して舉行した。上天氣のこと、て來會者多く、先づ久留米市日輪寺の裝飾古墳を振出しに、八女郡福島町公園の石人群、奈良山裝飾古墳、岩戸山石人山、一條山石、山の順に、頗る有益なる一日の見學旅行を終ることが出来た。約三十五名参加。因に當日は竹岡教授、進藤講師の御來會を得た。

第七回例会

公開の大講演會として、十一月二十二日午後二時より中洲第一公會堂にて開催された。當日の講演は、

一、九州よりみたるアイヌ

平光吾一教授

一、奴國考

長沼賢海教授

平光教授のアイヌ研究及び長沼教授の國史研究の立場よりせる奴國考、いづれも聽衆に大なる感銘を與へた。尙當日は午前九時より正午まで福高教授玉泉大梁先生の御好意で、同校の誇

りと云ふ可き玉泉館所收の遺物の見學を行ひまた得る所多大であつた。

九州考古學會の今年度の事業は大體右の如くであるが、来る可き年度に於て我々は、長沼、中山兩教授の懇切なる指導と、熱心なる會員諸彦の努力により、更に大なる活躍を期することが許されるであらう。

(山本)

九大史學會本年度第二回例會

十一月十六日(日曜日)午後一時より本學第二學生集會所に於て開催。左に之を略報する。

(一)講演會

- 一、六朝時代に於ける佛教の分布 井上福高教授
- 一、日親上人について 長沼九大教授

(二)晚餐會 五時半より開く。會食後會員の左の如き研究發表があつた。

- 一、住吉神社に於ける神佛分離の一史料 筑紫頼定氏
- 一、筑前の大火について 岸田信敏氏
- 一、卍について 山本博氏
- 一、秀吉と金商 伊奈健次氏

九大史學會規改正

昭和五年十月二十日の委員會に於て、規則第四條、第五條、第六條、第八條を改正した。改正による新規則は之を卷末に掲